

新庁舎建設に関する調査特別委員会（第16回）

（議案審査、報告）

日 時：平成27年9月15日（火）

午後1時

場 所：本庁舎6階第1会議室

庁舎整備局

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第106号 平成27年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・鳥取市新本庁舎建設基本設計・実施設計業務の受託者選定に係る公募型プロポーザルの公告について

公 告

鳥取市新本庁舎建設基本設計・実施設計業務の受託者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成27年9月14日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1. 業務概要

- (1) 委託業務名 鳥取市新本庁舎建設基本設計・実施設計業務(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 鳥取市役所新本庁舎建設とそれに付帯する駐車場、外構等の基本設計及び実施設計
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年7月31日まで(約20カ月)
ただし、基本設計業務の完了期限は、平成28年7月29日まで
- (4) 業務規模 延べ床面積 23,000㎡以内

2. プロポーザル実施方針

(1) 選定方式及び基本条件

ア 選定方式

公募型プロポーザル方式で行う。

共同企業体の構成員について、代表構成員として応募する者(以下「代表企業応募者」という。)及び代表構成員以外の構成員として応募する者(鳥取市内に本社又は本店を有する者に限る。以下「市内企業応募者」という。)から選定する。

鳥取市内に本社又は本店を有する者は、代表企業応募者と市内企業応募者のいずれにも参加可能とする。

イ 基本条件

本業務の受託に当り、代表企業応募者の中から最優秀者に特定された者(以下「代表企業最優秀者」という。)は、市内企業応募者の中から優秀者に選定された者(以下「市内企業優秀者」という。)の中から、3者以上(市内企業優秀者が3者に満たない場合は、市内企業優秀者に選定された数)のものと共同企業体を結成しなければならない。市内企業優秀者として選定された者は、共同企業体結成交渉権者として代表企業最優秀者との共同企業体結成に積極的に協力するものとする。

(2) 代表企業応募者の審査

代表企業応募者のうち、参加資格要件を満たす者について、次のとおり、2段階の審査を行う。

ア 第一次審査

代表企業応募者から提出された書類について、「鳥取市新庁舎建設委員会」（以下「建設委員会」という。）による評価を行い、技術提案書を提出できる者（以下「第二次審査対象者」という。）を鳥取市内に本社又は本店を有する者以外から5者程度選定する。

なお、代表企業応募者のうち鳥取市内に本社又は本店を有する者は、全て第二次審査対象者として選定する。

イ 第二次審査

第二次審査対象者に、技術提案書の提出を要請する。

提出された技術提案書について、建設委員会による評価を行い、代表企業最優秀者1者及び代表企業次点者1者を特定し、代表企業最優秀者を本業務の契約に当たって優先交渉権を有する者に、代表企業次点者を次点の交渉権を有する者に選定する。

(3) 市内企業応募者の審査

市内企業応募者のうち、参加資格要件を満たす者について、審査を行う。

市内企業応募者から提出された書類について、建設委員会による評価を行い、市内企業優秀者を5者程度選定する。

3. 参加資格

(1) 代表企業応募者及び市内企業応募者共通の参加資格

本件公募型プロポーザルに参加する代表企業応募者及び市内企業応募者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 測量等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について（平成26年鳥取市告示第475号）に基づく入札参加資格を有する者であること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を、本業務に配置することができること。

エ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

オ この公告の日以降に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）又は鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年6月1日施行）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（再生手続開始の申立て以後の手続をいう。）が係属中である者でないこ

と。

(2) 代表企業応募者の参加資格

本件公募型プロポーザルに参加する代表企業応募者は、前記(1)に掲げたもののほか、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 単体企業であること。

イ 一級建築士の資格を有する技術者を4名以上有する者であること。

ウ 平成10年度以降に、日本国内において、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号に該当する建築物で、延べ床面積が5,000㎡以上(原則1棟とする。)の建築に係る基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。

なお、増築や複合施設の場合は、上記に該当する部分の延べ床面積が5,000㎡以上であること。

エ 平成10年度以降に、日本国内において、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号に該当する建築物で、延べ床面積が5,000㎡以上(原則1棟とする。)の建築に係る基本設計又は実施設計業務を管理技術者又は総合主任担当技術者として担当した者を、本業務の管理技術者として配置することができること。

なお、増築や複合施設の場合は、上記に該当する部分の延べ床面積が5,000㎡以上であること。

オ 管理技術者及び総合主任担当技術者は代表企業応募者に所属していること。

カ 管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、それぞれ一級建築士を配置することができること。

キ 本業務において、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を配置することができること。

ク 管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者はそれぞれ1名ずつ配置することができること。

ケ 管理技術者は各分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと、また、各分担業務分野の主任担当技術者についても他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。

(3) 市内企業応募者の参加資格

本件公募型プロポーザルに参加する市内企業応募者は、前記(1)に掲げたもののほか、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 単体企業であること。

イ 鳥取市内に本社又は本店を有する者であること。

ウ 一級建築士の資格を有する技術者を2名以上有する者であること。

エ 平成10年度以降に、公共建築物の新築、改築又は増築に関する基本設計又は実施設計業務を元請として受託し、公告日現在において当該業務が完了している実績

を有する者であること。

4. 手続等

(1) 事務局

鳥取県鳥取市総務部庁舎整備局

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

電話：0857-20-3012（直通）

ファクシミリ：0857-20-3029

鳥取市公式ウェブサイト：<http://www.city.tottori.lg.jp/>

電子メール：choshaseibi@city.tottori.lg.jp

(2) 参加表明書等関係資料の配布

ア 配布資料

(ア) 本件公募型プロポーザル実施要領等

(イ) 鳥取市庁舎整備に関する基礎調査（平成23年1月31日）

(ウ) みんなでつくとっとり市庁舎の考え方（平成27年7月決定）

(エ) 鳥取市新庁舎建設基本計画に伴う地質調査業務報告書（平成23年9月）

(オ) 鳥取市新庁舎建設に関する測量業務（平成27年3月）

イ 配布期間

平成27年9月14日（月）から同月30日（水）まで

ウ 配布場所及び配布方法

(ア) 事務局で配布

窓口での配布の場合は、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日を除く（以下「市役所開庁日」という。）、午前9時から午後5時まで

(イ) 鳥取市公式ウェブサイトからの閲覧

鳥取市公式ウェブサイトに資料の電子データを掲載する。

5. 代表企業応募者の参加表明書等及び技術提案書の提出手続及び評価

(1) 参加表明書等の提出手続

代表企業応募者の参加表明書等は、次により提出すること。

ア 提出期間

平成27年9月14日（月）から同月30日（水）まで

受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

4.(1)の事務局

ウ 提出方法

提出期間内に提出場所に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

(2) 参加表明書等（第一次審査）の評価

ア 企業の評価

技術者数、有資格者数及び同種・類似業務の実績を評価

イ 配置技術者

専門分野の技術者資格、及び配置技術者の技術力を評価

ウ 業務実施方針

3項目について、業務の取組意欲、業務の理解度及び的確性・独創性・実現性などを総合的に評価

(3) 技術提案書の提出手続き

第二次審査対象者に選定された代表企業応募者は、技術提案書を次により提出すること。

ア 提出期間

平成27年10月9日（金）から同年11月17日（火）まで

イ 受付時間、提出場所、提出方法は、前記5.(1)に同じ。

(4) 技術提案書（第二次審査）の評価

ア 市内企業応募者との業務取組体制

業務の取組意欲、理解度、実現性などを評価

イ 特定のテーマについての技術提案

6つの課題について、的確性・独創性・実現性などを総合的に評価

6. 市内企業応募者の参加表明書等の提出手続き及び評価

(1) 参加表明書等の提出手続き

市内企業応募者の参加表明書等は、次により提出すること。

ア 提出期間

平成27年9月14日（月）から同年11月17日（火）まで

イ 受付時間、提出場所、提出方法は、前記5.(1)に同じ。

(2) 参加表明書等の評価

ア 企業の評価

企業の技術者数、有資格者数及び同種・類似業務の実績

イ 特定のテーマについての技術提案

3つの課題について、業務の取組意欲、業務の理解度、的確性・実現性及び独創性などを総合的に評価

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 関連情報を入手するための紹介窓口は、4.(1)の事務局とする。
- (3) 関連情報に関する質問は、電子メールによるものとし、その他の方法では受け付けない。
- (4) その他詳細、用語の定義などは本件公募型プロポーザル実施要領による。